

14 子ども・子育て応援社会の推進

1 待機児童対策の一層の推進

【提案内容】

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

- (1) 子ども・子育て支援新制度において、子育て支援の充実のため必要とされる1兆円超の財源のうち、財源措置の方針が示されていない0.3兆円超の財源についても早急に確保し、本来、新制度が目指すべき質の向上を図ること。

◆現状・課題

子ども・子育て支援新制度において、国の令和2年度当初予算では、必要とされる財源1兆円超のうち、消費税増税分以外で財源措置するとしている0.3兆円超の財源については、一時預かり事業の充実など、一部の項目が措置されたのみである。

◆実現による効果

0.3兆円超の財源確保により、1歳児の職員配置や4・5歳児の職員配置の改善等が実施される。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

- (2) 子ども・子育て支援新制度が目指す待機児童ゼロを実現し、子育てしやすい環境を整えるため、保育所整備にかかる補助率のかさ上げを継続するとともに、幼稚園の活用など多様な保育ニーズに対応する受け皿づくりに対する地方への財政的支援を継続の上、拡充すること。

◆現状・課題

県における保育所等利用待機児童数は令和2年4月1日時点で496人であり、またいわゆる潜在的待機児童数は8,688人に上り、幼児教育無償化に伴う保育ニーズの増加も予想されることから、今後も継続した保育の受け皿の整備が求められている。保育所等の整備に関する補助率のかさ上げ(1/2→2/3)を継続するとともに、平成30年度に創設された幼稚園における2歳児預かりについて、運営費支援の充実と改修費補助の創設が必要である。

◆実現による効果

保育所等の整備に関する地方への財政的支援の拡充により、保育ニーズの受け皿の整備が一層進む。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

- (3) 今後ますます増加する保育需要に応えるためには、保育士の離職防止や就業促進をより一層図る必要があることから、保育士の処遇について、他の職種の給与水準を踏まえた改善を図ること。

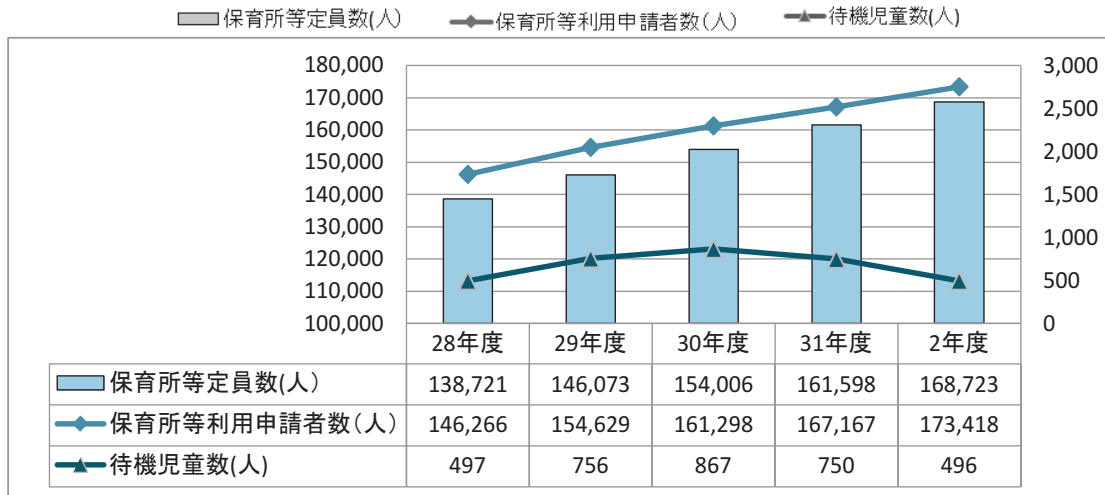
◆現状・課題

保育士の処遇については、平成29年度は、一定の知識・経験を有する者への月額4万円の追加的処遇改善が図られたものの、対象者数に上限があり全員に行き渡っていない。保育士の賃金は、全職種の平均と比較して月額10万円程度低額となっており、保育士の確保のためには、保育士の給与水準の更なる改善が必要である。

◆実現による効果

保育士の給与水準が全職種平均まで改善されることにより、保育士への就業希望者が増え、保育士不足の解消が進む。

[本県の保育所等定員数、保育所等利用申請者数及び待機児童数の推移]



※ 数値は各年度4月1日時点のもの。(厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」(H28～R2年)を基に作成)

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

2 児童虐待防止対策の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

児童相談所の児童福祉司、児童心理司、保健師、弁護士、医師等の配置について、国の責任において、十分な確保・育成対策並びに財政措置を講じること。

◆現状・課題

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事案も後を絶たないなど、深刻な社会問題となっている。

そのため、国においては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を決定するとともに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)を策定し、児童相談所の体制や専門性の強化等に取り組むこととした。

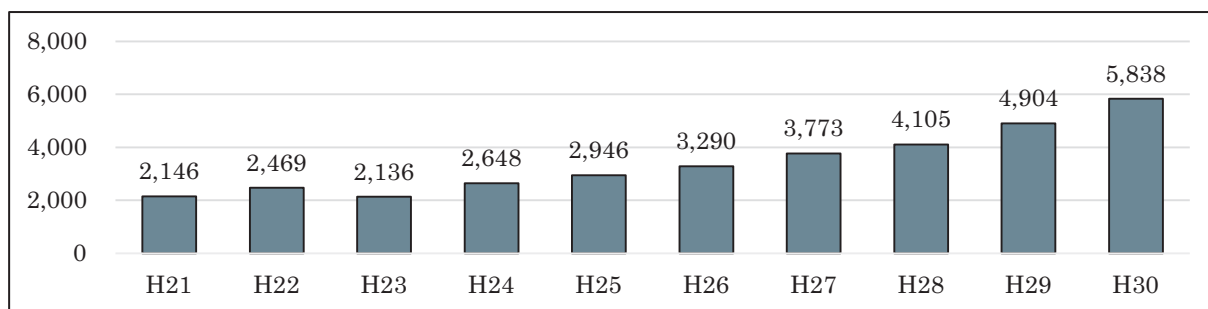
さらに、令和元年6月には児童福祉法の改正等により、児童福祉司の配置基準に加え、児童心理司の配置基準が法定化された。このほか、弁護士の配置や医師・保健師の配置の義務化など、児童相談所の体制強化等を図るための方策が決められた。

本県では、これまで、児童福祉司や児童心理司等の確保や職員の専門性の向上に取り組んできたが、特に虐待相談対応件数も多く、これらの職員の確保・育成が非常に困難であり、国における確保・育成が必要である。

◆実現による効果

児童相談所の体制及び専門性の強化が図られることにより、児童虐待発生時の迅速・的確な対応等を確保するとともに、市町村への支援の強化が図られる。

本県所管における児童虐待相談対応件数の推移



※ 平成22年4月に相模原市が県所管から除かれる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

3 子どもの貧困対策の推進

【提案内容】

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

生活困窮が強く懸念されるひとり親家庭などへの子どもの貧困対策については、経済的な支援を実施するとともに、教育、生活及び保護者に対する就労の各支援施策において、国を挙げた総合的な対策を強力に推進すること。

また、貧困の状態にある子どもに対する支援施策については、地方の意見を聴取し、柔軟な制度とするとともに、地方への財政的支援を拡充すること。

◆現状・課題

子どもの貧困については、その前提として親の貧困があり、非正規雇用の低賃金など、社会構造全体に及ぶ課題である。特にひとり親家庭は、非正規雇用の割合が高く、本県が実施したひとり親家庭アンケート調査結果（平成28年8月）によると、家族全体の過去1年間の年収として、200万円未満が44.6%、過去1年間に経済的理由のために公共料金の支払いができなかった、または滞ったことがあるという回答が26.9%など、経済的に厳しい状況に置かれている。

子どもたちが生まれ育った環境によってその将来が左右されることのないよう、また、貧困が連鎖することのないよう、子育て支援に関する情報提供の充実や子どもの居場所づくりなど、子どもの貧困対策を一層推進するため、国を挙げた取組の充実が急務である。

また、子どもの貧困対策を進めるに当たっては、子どもに身近な市町村による地域の実情に合わせた取組や都道府県による広域的な取組を進めることが重要であり、たとえば対象をひとり親家庭の子どもに限定しないなど、活用しやすい柔軟な制度とするとともに、地方への財政的支援を拡充する必要がある。

◆実現による効果

子どもの貧困対策の取組の強化により、経済的支援に加え、教育、生活及び保護者に対する就労の各支援がより一層推進され、「子どもたちが、自分の将来に希望を持てる社会の実現」につながる。

[本県の生活保護を受けている母子世帯数の推移]

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
母子世帯数(世帯)	9,106	9,067	9,074	8,848	8,372	7,788	7,284

※数値は各年度の平均（「神奈川県的生活保護」(R2.4)を基に作成)

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)